

## 反社会的勢力に対する基本方針



2010年4月27日

## 反社会的勢力に対する基本方針

1. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求に対しては断固としてこれを拒絶します。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当組合は、反社会的勢力への資金提供、不適切・異例な取引および便宜的供与は行いません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築します。
5. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、民事および刑事の両面から法的対応を行う等、断固たる態度で対応します。

※本方針において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、国際犯罪組織、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等であって、暴力・威力又は詐欺的手法を駆使して不当な要求を行って経済的利益を追求する集団又は個人をいいます。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問合せ窓口までお申し出下さい。

〔お問い合わせ窓口〕

京滋信用組合総務部 電話番号 075-313-3171  
(受付時間 9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)